

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容		規定違反に対する児童扶養手当支給の制限
根拠法令及び条項		児童扶養手当法第１４条
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども給付係
基 準	処 関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	児童扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 １ 受給資格者が、正当な理由がなくて、第２９条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 ２ 受給資格者が正当な理由がなくて、第２９条第２項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 ３ 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 ４ 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 ５ 受給資格者が第６条第１項の規定による認定の請求又は第２８条第１項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
	参考事項	
	準 設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成 年 月 日最終変更）